

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成25年6月24日	
【会社名】	サントリー食品インターナショナル株式会社	
【英訳名】	Suntory Beverage & Food Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥井 信宏	
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号（注）	
【電話番号】	03（3275）7022	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画本部長 肥塚 眞一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目1番1号	
【電話番号】	03（3275）7022	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画本部長 肥塚 眞一郎	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	85,425,000,000円
	売出金額	
	（引受人の買取引受けによる国内売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	80,600,000,000円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	19,220,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

（注）平成25年5月31日より本店の所在の場所を、東京都中央区京橋三丁目1番1号に移転しました。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月29日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年6月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集33,500,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し32,200,000株（引受人の買取引受けによる国内売出し26,000,000株・オーバーアロットメントによる売出し6,200,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年6月24日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）
 - 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
 - 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
 - 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 海外募集について
 - 3 グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について
 - 4 ロックアップについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	33,500,000（注）3．	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

（注）1．平成25年5月29日開催の取締役会決議によっております。

2．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．上記発行数は、平成25年5月29日開催の取締役会において決議された当社普通株式93,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の59,500,000株について、国内募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（平成25年6月24日）に決定される予定であります。

後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）」に記載のとおり、国内募集と同時に、当社の株主であるサントリーホールディングス㈱が保有する当社普通株式26,000,000株の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）が行われる予定であります。

更に、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、6,200,000株を上限として、野村証券㈱が当社株主であるサントリーホールディングス㈱から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

また、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．海外募集について」をご参照下さい。

4．国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、それらと同時に行うオーバーアロットメントによる売出し及び海外募集（これらを併せて、以下「グローバル・オファリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券㈱、モルガン・スタンレーMUFG証券㈱及びJPモルガン証券㈱（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村証券㈱及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券㈱及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券㈱、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及びJPモルガン証券㈱が共同で行います。

グローバル・オファリングに際して国内外の引受人を代表して、共同して全体を統括する役割を担う金融商品取引業者

5．グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が平成25年6月24日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	33,500,000(注)3.	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成25年5月29日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記発行数は、平成25年5月29日開催の取締役会において決議された当社普通株式93,000,000株(以下「総発行数」という。)の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)に係るものであります。総発行数のうち残余の59,500,000株について、国内募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)において募集(以下「海外募集」という。)が行われます。

後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる国内売出し)」に記載のとおり、国内募集と同時に、当社の株主であるサントリーホールディングス(株)が保有する当社普通株式26,000,000株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。)が行われます。

更に、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり、需要状況等を勘案した結果、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、野村証券(株)が当社株主であるサントリーホールディングス(株)から借入れる当社普通株式6,200,000株の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われます。

また、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外募集において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集について」をご参照下さい。

4. 国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、それらと同時にを行うオーバーアロットメントによる売出し及び海外募集(これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券(株)、モルガン・スタンレーMFG証券(株)及びJPモルガン証券(株)(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)であります。

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹会社は、野村証券(株)及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券(株)及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及びJPモルガン証券(株)が共同で行います。

グローバル・オフアリングに際して国内外の引受人を代表して、共同して全体を統括する役割を担う金融商品取引業者

5. グローバル・オフアリングに関連して、ロックアップに関する合意が平成25年6月24日付でなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成25年6月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成25年6月17日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,550円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	33,500,000	85,425,000,000	<u>54,672,000,000</u>
計（総発行株式）	33,500,000	85,425,000,000	<u>54,672,000,000</u>

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年5月29日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（3,000円～3,800円）の平均価格（3,400円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は113,900,000,000円となります。

（訂正後）

平成25年6月24日に決定された引受価額（2,976円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格3,100円）で国内募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	33,500,000	85,425,000,000	49,848,000,000
計（総発行株式）	33,500,000	85,425,000,000	49,848,000,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

（注）5．の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	2,550	未定 (注)3.	100	自平成25年6月25日(火) 至平成25年6月28日(金)	未定 (注)4.	平成25年7月2日(火)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、3,000円以上3,800円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年6月24日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

グローバルな事業基盤と、国内外に強いブランドを有していること。

消費者ニーズを捉えた高い商品開発力と、マーケティング力を有し、今後も成長が見込まれること。

子会上場案件であり、親会社との適正な関係を継続していくことが重要であること。

以上の評価に加え、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は3,000円から3,800円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,550円）及び平成25年6月24日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年5月29日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年6月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成25年7月3日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、(株)証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 申込み在先立ち、平成25年6月18日から平成25年6月21日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額（2,550円）を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、海外募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

(訂正後)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
3,100	2,976	2,550	1,488	100	自 平成25年 6月25日(火) 至 平成25年 6月28日(金)	1株に つき 3,100	平成25年 7月 2日(火)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（3,000円～3,800円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- 申告された総需要株式数は、公開株式数を上回る状況であったこと。
- 申告された需要件数が十分にあったこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、現在のマーケット環境等の状況や上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,100円と決定いたしました。
- なお、引受価額は2,976円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（3,100円）と会社法上の払込金額（2,550円）及び平成25年 6月24日に決定された引受価額（2,976円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,488円（増加する資本準備金の額の総額49,848,000,000円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,976円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成25年 7月 3日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、(株)証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 国内募集が中止された場合には、海外募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。また、海外募集が中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券(株)	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	9,357,500	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年7月2日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,493,100	
JPモルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,972,000	
SMBC日興証券(株)	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,551,700	
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,551,700	
大和証券(株)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,046,000	
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	505,700	
SMBCフレンド証券(株)	東京都中央区日本橋兜町7番12号	404,600	
岩井コスモ証券(株)	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	303,400	
東海東京証券(株)	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	252,800	
岡三証券(株)	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	202,300	
いちよし証券(株)	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	151,700	
藍澤證券(株)	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	126,400	
極東証券(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	101,100	
マネックス証券(株)	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	101,100	
丸三証券(株)	東京都中央区日本橋二丁目5番2号	101,100	
リテラ・クリア証券(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番11号	75,800	
エース証券(株)	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	50,500	
ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号	50,500	
東洋証券(株)	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	50,500	
西日本シティTT証券(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号	50,500	
計	-	33,500,000	-

- (注) 1. 引受株式数は、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、平成25年6月24日付で変更される可能性があります。
2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（平成25年6月24日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。
3. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱は、金融商品仲介業務を行う以下の登録金融機関に、一般募集の取扱いを一部委託します。
- 名称： ㈱三菱東京UFJ銀行
住所： 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
- 上記登録金融機関は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱の委託を受け、一般募集の取扱いを行いますが、上記登録金融機関の店舗によっては、一般募集の取扱いが行われない場合があります。
4. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券(株)	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	9,357,500	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年7月2日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,976円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき124円)の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,493,100	
JPモルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,972,000	
SMBC日興証券(株)	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,551,700	
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,551,700	
大和証券(株)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,046,000	
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	505,700	
SMBCフレンド証券(株)	東京都中央区日本橋兜町7番12号	404,600	
岩井コスモ証券(株)	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	303,400	
東海東京証券(株)	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	252,800	
岡三証券(株)	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	202,300	
いちよし証券(株)	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	151,700	
藍澤證券(株)	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	126,400	
極東証券(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	101,100	
マネックス証券(株)	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	101,100	
丸三証券(株)	東京都中央区日本橋二丁目5番2号	101,100	
リテラ・クリア証券(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番11号	75,800	
エース証券(株)	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	50,500	
ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号	50,500	
東洋証券(株)	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	50,500	
西日本シティIT証券(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号	50,500	
計	-	33,500,000	-

(注) 1. 当社は、上記引受人と平成25年6月24日に国内募集に関する元引受契約を締結いたしました。

2. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)は、金融商品仲介業務を行う以下の登録金融機関に、一般募集の取扱いを一部委託します。

名称：(株)三菱東京UFJ銀行

住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

上記登録金融機関は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)の委託を受け、一般募集の取扱いを行いますが、上記登録金融機関の店舗によっては、一般募集の取扱いが行われない場合があります。

3. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、10,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. 4. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
109,344,000,000	480,000,000	108,864,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(3,000円~3,800円)の平均価格(3,400円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,696,000,000	440,000,000	99,256,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の国内募集における差引手取概算額108,864百万円については、海外募集における手取概算額193,398百万円と併せて、過去に実施した企業買収・事業買収を目的として借入れた金融機関からの短期借入金68,146百万円の返済(平成25年12月期)に充当する予定であります。

また、残額につきましては、当社グループの事業成長を目的とした国内外における戦略投資に充当する予定であります。当社は、かかる戦略投資として、先進国市場及び新興国市場双方において、既存のブランド展開の補完や事業基盤の強化のための企業買収・事業買収等について検討を行っておりますが、現時点においてその具体的な内容、金額及び充当時期について決定したものではありません。

このため、上記戦略投資への実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(訂正後)

上記の国内募集における差引手取概算額99,256百万円については、海外募集における手取概算額176,322百万円と併せて、過去に実施した企業買収・事業買収を目的として借入れた金融機関からの短期借入金68,146百万円の返済(平成25年12月期)に充当する予定であります。

また、残額につきましては、当社グループの事業成長を目的とした国内外における戦略投資に充当する予定であります。当社は、かかる戦略投資として、先進国市場及び新興国市場双方において、既存のブランド展開の補完や事業基盤の強化のための企業買収・事業買収等について検討を行っておりますが、現時点においてその具体的な内容、金額及び充当時期について決定したものではありません。

このため、上記戦略投資への実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

（訂正前）

平成25年6月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	26,000,000	88,400,000,000	大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番40号 サントリーホールディングス(株) 26,000,000株
計（総売出株式）	-	26,000,000	88,400,000,000	-

（注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集が行われる予定です。

3. 売出価額の総額は、仮条件（3,000円～3,800円）の平均価格（3,400円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外募集において、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うため、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5.に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意が平成25年6月24日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

9. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止いたします。

(訂正後)

平成25年6月24日に決定された引受価額(2,976円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる国内売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格3,100円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	26,000,000	<u>80,600,000,000</u>	大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番40号 サントリーホールディングス(株) 26,000,000株
計(総売出株式)	-	26,000,000	<u>80,600,000,000</u>	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集が行われます。
3. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
4. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しにあたっては、需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しが追加的に行われます。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外募集において、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うため、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。
6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5.に記載のとおり、グローバル・オフERINGに関連して、ロックアップに関する合意が平成25年6月24日付でなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
7. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止いたします。
- (注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. 8. 9. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成25年 6月25日(火) 至 平成25年 6月28日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券(株) 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券(株)	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受けによる国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成25年6月24日）に決定される予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 売出人及び当社は、上記引受人と売出価格決定日（平成25年6月24日）に引受人の買取引受けによる国内売出しに関する元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合は、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集も中止いたします。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契約 の内容
3,100	2,976	自 平成25年 6月25日(火) 至 平成25年 6月28日(金)	100	1株につき 3,100	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券(株) 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券(株)	(注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受けによる国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各引受人の引受株式数 野村証券(株) 16,382,800株

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 9,617,200株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき124円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 売出人及び当社は、上記引受人と平成25年6月24日に引受人の買取引受けによる国内売出しに関する元引受契約を締結いたしました。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

8. 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合は、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集も中止いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	6,200,000	<u>21,080,000,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券(株) 6,200,000株
計(総売出株式)	-	6,200,000	<u>21,080,000,000</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券(株)が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券(株)は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及びJPモルガン証券(株)と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(3,000円~3,800円)の平均価格(3,400円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	6,200,000	19,220,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券㈱ 6,200,000株
計(総売出株式)	-	6,200,000	19,220,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需
要状況等を勘案した結果、野村證券㈱が行う日本国内における売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券㈱は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及び
JPモルガン証券㈱と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株
式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションと
シンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されておしま
す。
4. 国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売
出しも中止いたします。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と
同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 <u>(注) 1.</u>	自 平成25年 6月25日(火) 至 平成25年 6月28日(金)	100	未定 <u>(注) 1.</u>	野村證券㈱の本 店及び全国各支 店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成25年6月24日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成25年6月24日）に決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 野村證券㈱の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
3,100	自 平成25年 6月25日(火) 至 平成25年 6月28日(金)	100	1株につき 3,100	野村證券㈱の本 店及び全国各支 店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年6月24日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、平成25年6月24日に決定いたしました。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 野村證券㈱の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 海外募集について

（訂正前）

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における募集（海外募集）がMorgan Stanley & Co. International plc, Nomura International plc, J.P. Morgan Securities plc, Citigroup Global Markets Limited, Goldman Sachs International, Mizuho International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定であります。

総発行数は93,000,000株で、その内訳は、国内募集33,500,000株、海外募集59,500,000株の予定であります。最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（平成25年6月24日）に決定する予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

募集に際して引受人を代表して、共同して需要状況等の把握及び配分を行う証券会社

（訂正後）

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における募集（海外募集）がMorgan Stanley & Co. International plc, Nomura International plc, J.P. Morgan Securities plc, Citigroup Global Markets Limited, Goldman Sachs International, Mizuho International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われます。

総発行数は93,000,000株で、その内訳は、国内募集33,500,000株、海外募集59,500,000株であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

募集に際して引受人を代表して、共同して需要状況等の把握及び配分を行う証券会社

3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券(株)が当社株主であるサントリーホールディングス(株)（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、野村證券(株)に対して、6,200,000株を上限として、平成25年7月3日から平成25年7月26日までを行使期間として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を付与する予定であります。

また、野村證券(株)は、平成25年7月3日から平成25年7月23日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及びJPモルガン証券(株)と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券(株)は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及びJPモルガン証券(株)と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券(株)がグリーンシュエーションを行使することにより、貸株人への返却に代えることとします。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券㈱が当社株主であるサントリーホールディングス㈱（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、野村證券㈱に対して、6,200,000株について、平成25年7月3日から平成25年7月26日までを行使期間として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を付与しております。

また、野村證券㈱は、平成25年7月3日から平成25年7月23日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及びJPモルガン証券㈱と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券㈱は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及びJPモルガン証券㈱と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券㈱がグリーンシューオプションを行使することにより、貸株人への返却に代えることとします。

4．ロックアップについて

（訂正前）

グローバル・オフリングに関連して、貸株人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成25年12月29日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売付等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除く。）を行わない旨を約束する書面を平成25年6月24日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内募集、海外募集及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

（訂正後）

グローバル・オフリングに関連して、貸株人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成25年12月29日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売付等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除く。）を行わない旨を約束する書面を平成25年6月24日付で差し入れております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内募集、海外募集及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。